

事業について

「北国型安心安全な住宅改修体制づくり事業」って？

「北国型安心安全な住宅改修体制づくり事業」は、NPO法人さっぽろ住まいのプラットフォームが主体となっ
て行う市民の皆様が「自分らしく住もう」ことの支援、「誰もが安心安全に住み続けられるまち」の実現を目指す事業です。

コーディネーター（建築士）およびケアの専門家によるチーム体制を強化、様々な専門家や団体と連携することで複合的な住まいの悩み等に対応し、相談者が安心して意思決定できる体制づくりを図るこの事業は、右記の5つの分野それぞれについて国土交通省・厚生労働省協業事業の「高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」に選定されました。

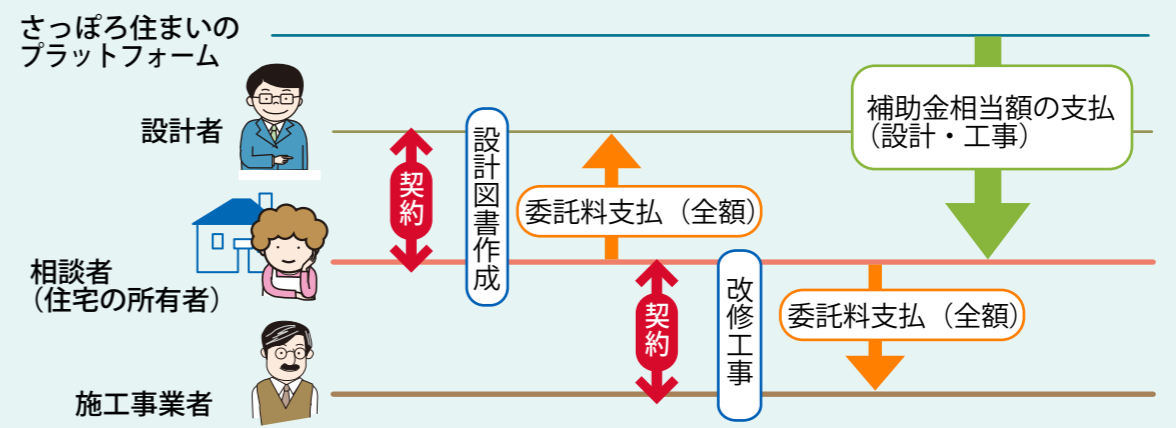
- <5つの分野>
- ・研修事業
 - ・訪問相談・助言、改修内容の評価
 - ・調査設計計画
 - ・情報提供・普及啓発
 - ・住宅の改修工事

その結果、事業の中の「改修工事業」では、事前に国土交通省へ申請し許可を受けたケアの専門家、設計者、施工者、による設計・改修工事について、設計・工事費の最大1/2（もしくは200万）の補助金を得ることができるようになりました。

契約とお金の流れ

契約・補助金のお支払まで

設計図書の作成・工事契約は各設計者、施工業者との直接契約になります。設計図書の作成・工事完了後にそれぞれ一旦作成費用、工事費用を全額お支払頂き、工事完了後、補助金相当額が工事依頼者に支払われます。



※ 契約時期や方法等については細かな定めがありますので、詳しくはお問い合わせください。

対象工事について

どんな工事が対象なの？

ケアの専門家が相談者のお宅に伺い、お話や実際の状況から提案する下記のようなバリアフリー工事です。

<たとえば…>

- 浴室やトイレのバリアフリー工事
- 階段の勾配をゆるやかにする工事
- 車いす等が通れるように、廊下や出入口を広げる工事
- 手すり設置工事
- 床を滑りにくい素材に張り替える工事
- 出入り口のバリアフリー工事
 - ・段差の解消
 - ・開戸を引戸に変更
 - ・取手の変更 等

※各工事をする必要となるクロス等の張り替え等の工事も補助の対象となります。
 ※工事によっては補助の対象とならない場合があります。
 ※工事内容について、補助を受けられるかどうか事前審査が必要です。
 ※補助額には上限があります。（基本的に改修に要する費用の1/2以内の額もしくは200万円。車いす利用工事については別途定めがあります）
 ※工事期間について制約があります。（2月29日までに工事完了）
 ※補助を受ける工事内容については住宅版エコポイントの申請はできません。
 ※その他、詳細につきましてはお問い合わせください。

工事対象住宅について

どんな住宅が対象なの？

- 次に掲げる方が居住する住宅が対象です。
- [1] 要介護認定、要支援認定又は障害等級認定を受けている者
 - [2] [1] に準ずる者であって、身体に機能障害や機能低下があり、継続して移動等に困難を伴うと医師が認める者

工事の流れ

相談から工事完了までの流れは？

事前に事業者として国土交通省に申請した設計者・施工事業者・ケアの専門家がチームを組み、ご自宅を訪問、相談から工事後のフォローアップまでをサポートします。

